

議案第 50 号

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年清水町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 12 条第 3 項」を「第 12 条第 4 項」に、「第 45 条第 2 項」を「第 45 条第 3 項」に、「第 28 条の 9 第 10 項」を「第 28 条の 9 第 10 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。